

平成31年1月24日

嬉野市政治倫理審査会会長 吉田一穂 様

政治倫理基準の解釈について

「嬉野をよくする市民の会」代表

宮崎誠一

弁護士 東 島 浩 幸

佐賀市中央本町1-10ニュー寺元ビル3階 代

弁護士 藤 薙 貴 治

〒849-1426

嬉野市塩田町五町田乙3328-2

電話0954-68-0745

Fax 0954-68-0876

平成31年1月21日に開催された第二回政治倫理審査会において、委員から、嬉野市政治倫理条例第4条1項が抽象的であるため、本件事案は条例ではなく、国家公務員倫理規程第2条1項7号を用いて審査すべきとの提案がなされました。

しかし政治倫理・九州ネットワーク代表であり、九州大学名誉教授の斎藤文男先生は、「鑑定意見書その2」において、「行政倫理と政治倫理は異なる」のであって、「国家公務員倫理法・同規定」を「本件に準用もしくは援用することができない。」。嬉野市政治倫理条例第4条1項1号は、「訓示規定や努力規定ではない。明確な禁止規定であって、その違反には法的効果が伴う」ものである。よって本件事案ではあくまでも条例第4条1項1号、2号で審査すべきとご主張されています。

よって貴会におかれましては、斎藤文男先生の鑑定意見を踏まえて、ご審議頂くよう、切にお願い申し上げます。



鑑定意見書 その2

2019年1月23日

姫野市政治倫理審査会
会長 吉田一穂 様

福岡市城南区七隈2-19-14
九州大学名誉教授

斎藤文男



政治倫理基準の解釈について

1 条例4条/項/号は、市長等・議員が「市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと」と定める。

(1) これは訓示規定や努力規定ではない。明確な禁止規定であって、その違反には法的効果が生ずる。すなわち、同条違反の疑いがあれば、市民の調査請求により、政治倫理審査会が違反の有無を判定・公表し、違反者に対して市長または議会が必要措置をとる(8条~10条)。

(2) 同条が禁ずるのは「職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為」、つまり「不正疑惑行為」であって、「不正行為」それ自体ではない。諺にいう「李下に冠を正さず」の意だ。

(3) 不正行為を疑うに足る相当の理由があるときは、市民は審査会に調査請求をすることができる。ただし、根拠もない噂を人々を陥れるようなことがあってはならないので、請求者は「疎明資料」の添付を義務づけられる(8条1項)。疎明とは、不正行為を疑うのはもっともだと思われる程度の説明をいい、不正行為の確たる証拠である必要はない。不正行為の有無を調査し認定するのは、審査会の任務だ。

(4) 同号前段には「市民全体の代表者として品位と名譽を損なうような一切の行為を慎み」とある。解釈にあたっては、この文言を軽視してはならない。

前段は後段の「不正疑惑行為」の単なる形容句ではなく、独立した規定であって、後段はその例示と解すべきだ。いかえれば、取務に関する不正行為だけでなく、市民の代表者としての「信用失墜行為」も同号違反となりうる。

事案が前段に該当するか否かは、審査会がケース・バイ・ケースで判断するが、その審決の積み重ねが、いわば判例法を形成する。この点は、一般条項に関する裁判所の判例法と異ならない。

(5) 同号は自律規定であるから、他者の関与の原線を問わない。この点は、他者の関与を必然的に伴う2号の規定とは異なる。

(6) ちなみに、同号の適用例を挙げておく(審査会の審決前に引当り取った例を含む)。

・セクハラ・引き逃げ・賄けマージャン・業者からの供応接待・暴力団員との会食・迂回献金・補助金交付団体からの献金受領・遊興のため多額の借金で、議員報酬の差押え・刑事犯容疑で逃走中にも、妻が報酬を代理受領など。

2 条例4系/項2号は、市長等・議員が「市民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと」と定める。

(1) 同号が禁ずるのは「地位利用」の金品授受であって、国家公務員倫理法・同規程にいう「利害関係者」によることを要しない。

「地位利用」とは、相手方が市長等・議員の地位・肩書を知りつつ、これを利用する意図があり、市長等・議員もこれを認識していれば足りる。両者の利害関係の有無は問わない。

そもそも、国家公務員倫理法・同規程は、国家公務員の一般取に適用されるものであって、地方公務員の、しかも特別取には適用がない。同法規にいう「利害関係者」の概念やその解釈は、本件に準用もしくは援用することができない。

(2) 同条にいう「金品の授受」には、酒食の提供も含まれる。提供された物品をその場で消費するか、保存するかにかかわらず、收受をもって足りる。あえて「いかなる」金品の授受と断っているのは、物品の種類、授受の態様を問わない意と解される。

3 本条例の立法趣旨

本条例は、その立法趣旨を次のように定めている。

「この条例は、市政が市民の敬重や信託によるものであり、その受託者としての市長、副市長及び教育長並びに市議会議員は、市民全体の奉仕者たる自覚と高い責任を堅持するものであるが、その地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることがあった場合に必要措置等を定めることにより、市政に対する市民の信頼にこたえとともに、市民も市政に対する正しい認識と自覚の下に公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする」(1条、下線は引用者)。

- (1) この立法趣旨は、4条/項1、2号の解釈規準とするべきものだ。法律や条例は第1条に目的規定を置くのが通常だが、これは以下の条規の解釈の指針を示す。
- (2) 行政倫理と政治倫理は異なる。前者は、一般公務員が法令を遵守し、上命下服の行政規律に服し、取

務に専念し信用失墜行為をしないことをいう。これに対して後者は、市民を代表する特別取(政治取)の公務員が、その権限または地位を利用して、自己または第三者の利益を図る行為をしないことを意味する。

ところが、行政倫理の違背に対しては任命権者(したがって処分権者)による処分が科せられるが、選挙で選ばれた首長や議員には上司も任命権者もないから、たとえ政治倫理に違背しても、その出欠運退は原則として本人に委ねられる。しかも、その不正がもたらす市政への被害は、一般取のそれより、はるかに大きい。

政治倫理条例は、まさにこのような市政運営の支障を防止するために制定されたものであることを、4条/項1、2号の解釈にあたっても十分に認識される必要がある。

(3) なお、1条の立法上の過誤を指摘しておく。

- 「……市民全体の奉仕者たる自覚と清く真い志を堅持する者であるか」は「堅持すべき」の誤り。法規である以上、ここは事実命題ではなく、規範命題だ。
- 「自己の利益」は「自己又は第三者の利益」の誤り。おっせん収賄と同様、第三者の利益を図ることも不正行為に含まれる。この種の事例は多く、「第三者の利益」を加えねば、政治倫理条例は尻振けになる。

以上

請求者 宮 崎 誠 一

被請求者 嬉野市長村上大祐

嬉野市政治倫理条例第4条2項「金品の授受」の解釈について

平成31年1月29日

嬉野市政治倫理審査会会長 吉田一穂 様

佐賀市中央本町1番10号ニュー寺元ビル3階

佐賀中央法律事務所

請求者宮崎誠一手続代理人 東 島 浩 幸

〒849-1426

嬉野市塩田町五町田乙3328番地2

杵藤法律事務所（送達場所）

請求者宮崎誠一手続代理人 藤 藪 貴 治

TEL 0954(68)0745

FAX 0954(68)0876

斎藤文男九州大学名誉教授が、2019年1月23日付「鑑定意見書その2」において指摘された「嬉野市政治倫理条例第4条2項『金品の授受』には、酒食の提供も含まれる。提供された物品をその場で消費すると否とにかかわらず、収受をもって足りる」とのご見解を踏まえ、実務法曹の立場から下記のように意見を述べる。

記

- 1 「金品」とは、金銭及び物品のことである。いずれについても同号はこれを受け取ることを禁じている。その場で消費・使用するか否かを問わない。

金銭の場合、收受してもその場で使うことはまずあり得ない。しかし物品については、その場で使用・消費することもあるれば、持ち帰って使用することもある。飲食物がその例である。家に持ち帰れば「收受」に当たるが、收受の場で消費すれば「收受」に当たらないという理屈は成り立たない。そんな理屈が通れば数百万円もする高価な時計をもらって、腕時計の本来的用法としてその場で腕に着けたら「物品の收受」ではないことになってしまう。「金品の收受」について金銭や高額な贈答品、自動車などの耐久消費財の授受に限定するのは解釈の誤りと言える。

- 2 「金品の授受」とは、どんなに狭く解釈しても「金員」と「有体物」の双方を含む。「有体物」であれば收受の時点で使用・消費しても、持ち帰ってもいずれも「金品」に該当する。

「有体物」である飲食物の提供・消費も「物品」の「收受」に該当するのは、無銭飲食が有体物の「交付」によって、一項詐欺として成立することと合致しており、それが妥当であることは明らかである。

- 3 本件会食では2000万円近い会員権を持たないと使用することができない高級リゾートホテル「東京ベイコート倶楽部」の最上級客室「ロイヤルスイート」を会場としており、招待された村上大祐市長は、ホテルに入室しただけで多大な恩恵を享受したとみるべきである。アニメ制作関係者らから振る舞われたスパークリングワインやオードブル等は「有体物」であり「金品」である。そして村上市長はそれを飲み食いして消費した。

従って本件接待においては政治倫理条例第4条2項の「金品の收受」が行われていたのは明白である。

以上

2019年1月28日

嬉野市政治倫理審査会・吉田一穂会長様

**「調査依頼に対する政治倫理審査会事務局の回答
および「村上大祐市長側弁明書等」に対する疑問点、指摘**

請求代表者「嬉野をよくする市民の会」代表

宮崎誠一



政治倫理審査会委員の皆さまにおかれましては、精力的な調査に感謝申し上げます。
以下、事務局回答や村上大祐市長弁明書（鬼橋正敏弁護士作成）などに対する疑問点、
指摘を列挙いたします。ご検討のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局回答】（委員からの調査依頼）

- ・（株）NACの商業登記上の事業目的は。
別紙の法人登記簿のとおり。

【請求者指摘】

NACの事業目的のうち、今回のアニメ「茶師プロジェクト」に関連するものは以下の通りである。

- 2. デジタルコンテンツの企画、開発及び販売
- 6. 新規キャラクターの開発及びキャラクター商品の著作権業務
- 7. 前各号に附帯する一切の業務

NACそのものが茶師アニメの制作を行うわけではない。近しいグループで関わる
ことができれば同社事業に寄与すると言える【調査請求書・別添資料3の3、第2回審
査会資料資料7】。

【事務局回答】

- ・（株）NACの直近3ケ年の事業報告書
市長弁明書4のとおり。

【請求者指摘】

平成29、30年の事業内容を示す帳票（乙8の1、乙8の2）を見れば、アニメか
ら派生したゲームやパチンコ等のコンテンツ作成を多数手がけており、アニメ制作そ
のものは請け負わないにせよ、関連業種であることは一目瞭然である。そもそもアニ
メーション制作は1社で完結することは絶対でない。多職種の総合的な作品であり、



モデル（動きのないキャラクター制作）を起点に、モーション（短い動きのある映像）や背景という細切れの映像が組み合わされて初めて成り立つ。NACはアニメ制作会社ではないのだから、ストーリー性のある長い動画制作などは請け負っていないのは当然だ。なお、嬉野創生機構の事業目的には「31.アニメ、映画フィルム、ビデオ、レコード、音楽テープその他の録音、録画物の企画、制作、販売及び輸出入」との記載がある。

【事務局回答】

・（株）NACの事業目的と同じような事業を市は計画しているのか。（将来構想も含む）

中長期の総合計画、財政計画及び各課の個別計画などに事業計画はありません。また、将来構想もありません。

【請求者指摘】

まず、嬉野市の中長期の総合計画や財政計画に2018年4月に浮上した「茶師アニメプロジェクト」が盛り込まれるはずがない。回答には意味がない。「将来構想もありません」と断言しているが、将来について現時点で確定的なことを明言するのは不自然きわまりない。市の回答は、2018年10月4日の村上大祐市長のフェイスブックへの投稿「『証拠』と断じる画像については、市出身の方の紹介でアニメクリエイターなど著名な方と会食をしたものですが、市発注業務と過去も今後も一切関係なく、当方としても応分の負担をしています。」【調査請求書内に転載】を言い換えただけだ。断言できるはずもない「今後（＝将来）」について否定しきっている点が共通している。明文化された市の計画の有無と、茶師プロジェクトに建設・新幹線課の副課長が予算面を含め措置しようとしていたか否かは無関係と言ってよい。副課長が「嬉野創生機構」の事業を自ら企画立案し、予算を付けて税金を「消化」する実績を積み重ねてきたことは第2回審査会で既に明らかにした【第2回審査会資料11】。茶師プロジェクトのLINEグループではアニメ制作会社「天狗工房」社長の氏が「何かしらのカタチにして よい前例が作れればと！！ 激烈よろしくお願いします！！」と述べ、ゲーム会社「ハイド」社長の氏が「何まずは、なにかしら実行&実施することかとおもいますので！ さんの各種提案は、その後の拡散等考えると 非常によいご提案と個人的に感じております w（激烈！）さすがです！」と続けた後、副課長が「今回は村上市長も皆様と顔あわせ出来たので、今後の動きもスムーズになることでしょう。」発言している【調査請求書・別添資料3の2】。この言葉通り、関係者と市長との顔つなぎという会食の目的は達成されているのである。

【氏側回答】

・（株）NACの会社が会食に要した経費の明細と個人負担の有無が確認できるもの

市長弁明書2のとおり。

【請求者指摘】

平成31年1月16日付の「弁明書(2)」における支払明細(乙7)について疑問点を挙げる。証拠説明書では「東京ベイコート倶楽部」が作成者となっているが、ご利用明細書には一切「東京ベイコート倶楽部」の記載がない。「支払いを受けた者(領収した者)」がなければ領収証とは認められない。また、支払ったのは「株式会社NAC様」となっている。〇氏は陳述書で「(嬉野旅行の) お礼の意味を兼ねて仲間うちの懇親会」「会食は、嬉野旅行の際に案内役を引き受けてくれた〇さんと〇さんのお礼の意味を兼ねた、仲間うちの懇親会」と主張しているが、支払いが会社名義になっているのはどういうわけか。なお、請求者側は東京ベイコート倶楽部に支払い明細の真偽について問い合わせたが、「プライバシー保護」を理由に回答を拒否された。〇氏本人に明細についての説明を求める。〇氏は東京ベイコート倶楽部ロイヤルスイートの所有権を1710万円で購入したと陳述しているが、実際はNACの所有(社有施設)ではないのか。いつ、誰が、いくらで購入したのか、証拠の提示を求める。弁明書(2)本文では、部屋代(会員室料)4万3000円、オードブル代(インルームダイニング5万4000円及び同サービス料8100円)6万2100円、計10万5100円となっているとしているが、ご利用明細書ではサービス料10%が加算され室料は計4万7520円、ザ・ベイコートスパ(宿泊した〇副課長、〇主査が利用)2160円、支払総額は11万8820円が正しいのではないか。〇副課長らの接待と、市長の会食は切り離すことができないからである。クレジットカード8万3820円、割引券3万5000円とされており、東京ベイコート倶楽部に誰が支払いをしたのか確定させるため、このクレジットカード明細および割引券の写しを証拠書類として求める。

支払い明細において「会員室料」となっている点に注目してほしい。〇氏は会員料金の適用を受けるため、東京ベイコート倶楽部に宿泊したと装ったが、本来であれば〇〇氏はゲスト料金の6万4800円が適用される。そもそも東京ベイコート倶楽部は会員制のリゾートホテルであり、一般人は所有者の紹介なしに立ち入ることはできない。それ自体が招待者への何よりの恩典である【調査請求書・別添資料3の2】。むろん、部屋の購入費が1710万円だとして、管理費や税負担などを度外視した1人当たりの負担額9527円という計算も到底認められない。村上大祐氏が市長という肩書抜きに一個人として当該ホテルに招待されたと立証できない限り、市政治倫理条例第4条第2項「(市長の) 地位を利用していかなる金品(対価=酒食)も授受しないこと」に抵触するのだ。

村上氏は新聞記者を経て嬉野市長選に出馬。2018年1月の選挙戦では新聞記者の経験と若さを前面に押し出し【第3回審査会資料3】、対立候補を500票差でかわ

し初当選を果たした。2月5日に県内最年少市長となった村上氏が、就任5カ月後に東京ベイコート倶楽部で気泡風呂の泡を吹いていることを強調しておく。

【事務局回答】

・(株) 嬉野創生機構に対し、業務の委託をしたことがあるか。
委託した事業は平成29年度のみです。

【請求者指摘】

事業名1「嬉野温泉駅周辺コンセプト作成(1工区)業務」(399万6000円)、2「同(2工区)業務」(599万4000円)、4「うれしのまちづくりコンセプト絵巻作成業務」(29万1000円)については請求者が住民監査請求を行っている。審査会には1、2の住民監査請求書と事実証明書を提出しており、4についても提出する【第3回審査会資料1】。併せて新聞のスクラップも提出する【第3回審査会資料2】。3の「嬉野温泉駅周辺景観ガイドライン策定業務」(300万2400円)は、嬉野創生機構が300万2400円で請け負い、無給で働かせていた[]代表の知人や地域おこし協力隊員が作成した1ページほどの原案を、福岡市の設計会社「アービカルネット」に27万円で下請けに出し、11ページに増量したことが分かっている。[]副課長が「薄すぎる」と嬉野創生機構側に伝え、アービカルネットが国土交通省の資料集93ページを追加したのが最終成果物だ。しかも、11ページは2016年3月に提出済みの「嬉野温泉駅周辺まちづくり委員会提言書」のコピペが目立つ。[]副課長は、嬉野創生機構に全業務(計1328万4000円)を随意契約で発注している。3も当然、住民監査請求の対象である。委託する予定だった事業は平成30年6月補正予算に730万円計上済みであり、第2回審査会において既に指摘している【第2回審査会資料11～13】。

【村上市長側主張】

平成31年1月17日付「弁明書(3)」

「第2 説明会開催請求について 2理由 (2) 本件で説明会の開催は適當ではないこと」において、「本条例には、説明会の開催を刑事手続の対象となった場合に限定する旨の明文はないが(明文を置かなかつたのは、正に立法の不備である。)、11条1項乃至5項において、①開催の請求、②審査会の付託、③審査会の適否の審査という3段階の手続を置き、調査請求の手続とは明らかに扱いを異にしている。(中略)つまり、刑事手続の対象となった公職者がなおもその地位に留まるような事態乃至はそれに類するような事態に限定して開催を認めるべきであり、そのような事態にはない本件において、説明会を認めるのは相当ではない。(中略)結局は、政治闘争の手段に供されることとなる。(中略) 説明会開催の必要性も相当性もないから、審査会は却下(「本件では説明会の開催は適當ではないとの審査」)をすべきである。」

【請求者側指摘】

まず、斎藤教授は斎藤（文男九州大学）名誉教授の誤りである。村上市長側（鬼橋正敏弁護士）も認めているとおり、嬉野市の政治倫理条例に限れば、説明会は「第4条に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあると認められるとき」に開催を求めることができる。立法の不備については、斎藤先生も多岐にわたり指摘しており、改正が必要であると請求者も考える。確かに他自治体においては、説明会は居座っている首長や議員らを対象としている半面、審査会での審査を必要としていない。嬉野市の場合は、有権者の100分の1もしくは議員定数の3分の1の連署に加え、審査会での審査を経なければ開催できない。従って、説明会が政治闘争の手段に供されるとの指摘は当たらない。逆に言えば、審査会が「第4条に規定する政治倫理基準（正しくは政治倫理規準）に違反する疑いがある」と認めれば開催できるのである。それ以上の要件はない。説明会開催の相当性については、本市現行条例にのみ立脚して判断されるべきであり、審査会に委ねられている。請求者が調査請求に加え、説明会の開催を求めたのは、村上市長が一方的にフェイスブックで根拠のない反論を続け、市民に法的措置を示唆するなど攻撃的な姿勢で臨み、説明責任を果たそうとしなかったからである。これが請求者が考える必要性である。しかし、必要性の論議は意味がない。すなわち、村上市長の行動が政治倫理規準に反していると審査会が認めれば、説明会は開催されるし、抵触する行為はなかったと認定すれば、開かれない。それだけである。

写真は原本通りA3で配布して下さい。(細部の確認のため) ④

代表請求者 宮 崎 誠 一

被請求者 嬉野市長村上大祐

準備書面 (1)

平成31年1月28日

嬉野市政治倫理審査会会長 吉田一穂 様

〒849-1426

嬉野市塩田町五町田乙3328番地2

杵藤法律事務所 (送達場所)

代表請求者手続代理人 藤 藪 貴 治

TEL 0954 (68) 0745

FAX 0954 (68) 0876

本件請求において請求者は、東京出張中だった村上大祐市長が2018年7月9日、会員制ホテル「東京ベイコート倶楽部」で、嬉野茶を題材にしたアニメを企画していた関係者らと酒食をともにした件が、供応接待に該当し、少なくとも社会的儀礼の範囲を逸脱し、嬉野市政治倫理条例に抵触していると主張している。

政治倫理条例第4条第1項「市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。」に抵触するかどうかは、会食がどのような状況であったかを確認することが重要であり、本件においては幸いにも多数の現場写真が残されている。この写真を確認することなく事実を究明することは不可能と言ってよい。

31.1.29

代表請求者 宮 崎 誠 一
被請求者 嬉野市長村上大祐

証拠説明書

(甲第1の1号証～甲第1の5号証)

平成31年1月29日

嬉野市政治倫理審査会会長 吉田一穂 様

代表請求者手続代理人 藤 藪 貴 治



号証	標目	原本 ・写し	作成年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲1 の1	写真1 (手のひらに載せた気泡風呂で泡を吹く村上大祐市長)	写し	平成31年 1月29日	アニメ企画関係者が撮影し、LINEグループに投稿された写真を弁護士藤藪貴治がプリントアウトした	平成30年7月9日に東京ベイコート倶楽部における酒宴の状況を表し、社会的儀礼の範囲を逸脱している事実	
甲1 の2	写真2 (建設・新幹線課副課長が気泡風呂に入浴しながら、スパークリングワインを飲んでいる写真)	写し	平成31年 1月29日	同上	甲1の1の写真の立証趣旨に加えて、村上市長が市職員の公務員倫理規程違反行為を黙認していた事実	

甲1 の3	写真3（村上市 長とアニメ企画 関係者らの集合 写真）	写し	平成31年 1月29日	同上	甲1の1の立証 趣旨に加えて、 村上市長が関係 者と懇意になっ ている様子を表 し、建設・新幹 線課の[REDACTED] 主査も参加し ていた事実
甲1 の4	写真4（村上市 長とアニメ企画 発案者の[REDACTED] 氏が懇談し ている写真）	写し	平成31年 1月29日	同上	甲1の1の立証 趣旨に加えて、 本件会食で村上 市長がアニメ企 画関係者と親し げに歓談してい た事実
甲1 の5	写真5（「全てを 手に入れると孤 独なもんなんだ よ 男ってやつ はよ」と参加者 がパロディー加 工した[REDACTED] 副課長の写真）	写し	平成31年 1月29日	同上	甲1の1の立証 趣旨に加えて、 本件酒食で村上 市長の部下であ る[REDACTED]副課 長の写真をアニ メ企画者側がパ ロディー加工し て送付、親密な 関係を構築した 事実

村上市長が手のひらに載せた気泡風呂の泡を吹く絵面は、まさに第1項の真逆の行為であり、市民が眉をひそめ、公明正大な市政運営に疑問を抱くであろう。

請求者は1月18日に無修正の現場写真をUSBメモリに入れて吉田会長に提出している。審査会委員におかれては、建設・新幹線課の[REDACTED]副課長、[REDACTED]主査の2職員が宿泊までしていることを念頭に、東京ベイコート倶楽部での酒宴の様子を十分に確認していただきたい。本件が「社会通念上相当」に収まっているのか、驚き嘆くべき光景ではないのか、市民の立場に立って判断していただきたい。

請求者 宮崎 誠 一

被請求者 嬉野市長村上大祐

求 釈 明 申 立 書

平成31年1月29日

嬉野市政治倫理審査会会長 吉田一穂 様

〒849-1426

佐賀県嬉野市塩田町五町田乙3328番地2

杵藤法律事務所（送達場所）

請求者宮崎誠一手続代理人 藤 薮 貴 治

TEL 0954 (68) 0745

FAX 0954 (68) 0876

本件請求について、請求者は、被請求者に対し、次のとおり釈明を求める。

- 1 東京ベイコート倶楽部の支払いが会社名義になっていることについて
株式会社NACになっている理由を明らかにされたい。
- 2 東京ベイコート倶楽部のご利用明細書の真偽について
ご利用明細書が真正で十全あることにつき、東京ベイコート倶楽部に証明資料を作成依頼された上で提出されたい。



3 東京ベイコート倶楽部ロイヤルスイートの所有権について

いつ、だれが、いくらで購入したかを証明する資料を提出されたい。株式会社
NAC名義ではないのかを確認したい。

4 東京ベイコート倶楽部の支払いが誰かについて

7月9、10日の会食・宿泊に関するクレジットカード明細および割引券の写
しを提出されたい。

以上

代表請求者 宮 崎 誠 一

被請求者 嬉野市長村上大祐

準備書面（２）

平成31年1月29日

嬉野市政治倫理審査会会長 吉田一穂 様

〒849-1426

佐賀県嬉野市塩田町五町田乙3328番地2

杵藤法律事務所（送達場所）

代表請求者手続代理人 藤 藪 貴 治

TEL 0954 (68) 0745

FAX 0954 (68) 0876

本件政治倫理事案は、嬉野市長村上大祐氏、[REDACTED]氏ら二名の市職員、嬉野創生機構代表[REDACTED]氏、その友人の[REDACTED]氏、NAC社長の[REDACTED]氏等、多数の人物が関与し、三件の住民監査請求の事案もからみ、複雑な様相を呈しています。本件疑惑の真相解明にあたっては、東京ベイコート倶楽部における酒宴に参加していた人物の人間関係を把握することが避けて通れません。

そこで代表請求者らが半年以上かけて収集した情報に基づき、下記の資料を作成しました。審理に役立つことを願っています。

記



証拠名／嬉野創生機構と嬉野市建設・新幹線課まちづくり推進室の関係図

作成者／弁護士 藤藪貴治

立証趣旨／平成30年7月9日に東京ベイコート倶楽部における酒宴に参加
していた人物らが、初対面ではなく、契約発注業務等で密接な関係に
あった事実

以上

代表請求者 宮 崎 誠 一
被請求者 嬉野市長村上大祐

証拠説明書

(甲第2号証)

平成31年1月29日

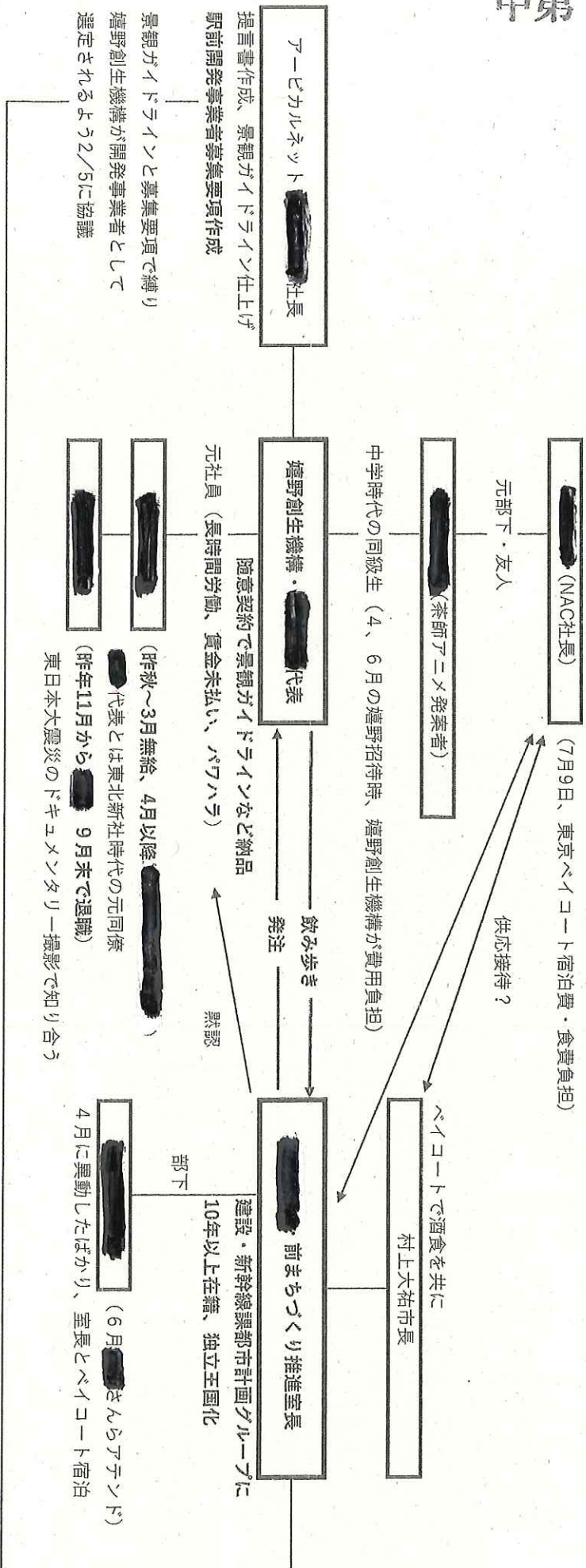
嬉野市政治倫理審査会会長 吉田一穂 様

代表請求者手続代理人 藤 藪 貴 治



号証	標目	原本 ・写し	作成年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲2	嬉野創生機構 と嬉野市建 設・新幹線課ま ちづくり推進 室の関係図	写し	平成31年 1月29日	弁護士藤藪貴 治	平成30年7月 9日に東京ベイ コート倶楽部に おける酒宴に参 加していた人物 らが、初対面で はなく、契約発 注業務等で密接 な関係にあった 事実	

嬭野創生機構と嬭野市建設・新幹線課まちづくり推進室の関係図



嬉野市政治倫理審査会・吉田一穂会長 様

村上大祐市長弁明書（５）への疑義、指摘

2019年1月30日

宮崎 誠



「嬉野をよくする市民の会」代表

宮崎 誠



佐賀県佐賀市中央本町1番10号ニユ

一寺元ビル3階 佐賀中央法律事務所

代理人弁護士 東島 浩 幸



佐賀県嬉野市塩田町五町田乙3328-2 杵藤法律事務所

代理人弁護士 藤 藪 貴 治



電話 0954-68-0745

FAX 0954-68-0876

村上大祐市長が2019年1月21日付で提出した弁明書に疑義を呈し、指摘していく（傍線は宮崎）。事務局は同日受け付けたが、代理人の鬼橋正敏弁護士から訂正があるので保留してほしいとの要請があり、請求者への伝達が29日夕まで遅れたとのことであった。請求者は不作為で送付しなかったものと誤解し、抗議を申し入れたが、撤回する。ただ、混乱を招かないよう受付日時を修正するか、注釈を入れていただきたくよう願います。

【村上市長弁明書】第1 本件会食の対価について①

村上市長が鬼橋正敏弁護士に作成させた弁明書（５）の「第1 本件会食の対価について」において、「被請求者が本件会食に対価として持参した嬉野茶は下記品目6点であり、金額に換算すると、9320円程度となる。」



【請求者側指摘】村上市長が1月4日付で提出した弁明書に「会食は参加者が持ち寄る形式で、私自身が常に携行している『うれしの茶』を参加者に配った。会食全体かかった費用はルームチャージを合わせても1人当たり9527円程度で、社会的儀礼の範囲を超える供応を受けたとはいえない」で、主張した1人当たりの金額に見合った分のお茶を配ったという図式で弁明をしようということであろう。

仮に9320円のお茶6点を配っていたとする。東京ベイコート倶楽部ロイヤルスイートの所有者である■■■■ NAC社長の陳述書（1月7日付）によれば「村上市長は、嬉野茶を5、6点持参し、会食中、参加者に配っていました。」という。参加者1人に1袋を渡したと解する。とすれば、■■■■氏には $9320 \div 6 = 1553$ 円しか対価を支払っていないことになる。だが実際は、購入したのは4点にとどまり、残る2点は村上氏の妻がもらったものだ。従って村上氏の負担額は7320円であり、■■■■氏には1220円しか払っていないという計算になる。さらに気になるのは、■■■■氏が「村上市長からお茶をいただきました」と話していない点だ。「参加者に配っていました」ということであって、■■■■氏には渡されていないのではないか。■■■■氏がお茶を受け取っていないければ、対価はゼロということになる。

1月4日付弁明書では「被請求者は、予め視察先に配布するために持参していた嬉野茶 5、6点を参加の対価として提供した。持参した嬉野茶は、自ら購入したものが2、3点、嬉野市内の販売店や工場からPR用としてもらったものが2、3点である。」と主張していた。供述が明らかに変遷しており、信憑性に疑問がある。

そもそも、この計算自体ナンセンスすぎる。繰り返しになるが、1人当たり1万円以下という「利害関係者以外からの供応接待において社会通念上相当」の範囲内に収めるため、ロイヤルスイートの会員権購入費や管理費、税金などの諸費用、持ち寄った酒代を換算していない。村上市長が自身の Facebook に10月4日に投稿した「当方としても応分の負担をしています」との発言に合わせるため、無理矢理に編み出した荒唐無稽な言い訳にすぎない。

【村上市長弁明書】第1 本件会食の対価について②

なお、本件会食と同日の「セグウェイジャパン」の視察では、市が運営する茶業研修施設『嬉茶楽館（きんさらんかん）』で製造したものを渡した。被請求者は、出張の際には、必ず嬉野茶を複数持参し、嬉野市のPRとして渡すように努めている。翌7月10日、11日にも東京都内で各所の訪問が予定されていたため、今回は予め多めにPR用として持参していた。

【請求者側疑義】セグウェイジャパンの視察では「嬉野市内の販売店や工場からPR用としてもらったもの」（1月4日付弁明書）を配り、東京ベイコート倶楽部では自費で購入したお茶を対価として渡したという主張には無理がある。出張先で嬉野市のPR用に渡すお茶はPR用としてもらったか交際費で購入したものだ【第2回審査会資料2「市長交際費のうち贈答用お茶購入費」】。自費で購入する必要は全く認められない。

【村上市長弁明書】1 株式会社徳永製茶購入分（乙9の1）

（1）購入時期

平成30年6月終わり頃

（2）購入数

2点

（3）価格

2160円（ $\times 2 = 4320$ 円）

（4）経緯

被請求者が直接店頭にて購入した。その際、女性従業員が応対したが、被請求者は「人にあげるものだが、包装は施さなくてもよい。」と述べ、また「個人用だから領収書もいらない。」と述べた。なお、被請求者は、平成30年11月頃にも同じような態様で何点か購入した。

【請求者側疑義】購入時期が6月終わり頃とはっきりしない割には価格や「包装や領収証は不要」という点がはっきりしすぎている。100グラム2160円と高額なお茶であり、贈答用であれば包装を頼むのが普通だ。領収証はともかく、レシートぐらいは受け取るであろう。証言を取るくらいなら、レジの記録や販売

台帳の写しを提出すべきだ。証拠に足る事実とは認めがたい。同社は配布用のお茶を嬉野市に納入しており【第2回審査会資料2「市長交際費のうち贈答用お茶購入費」】、市や市長に逆らってものが言える立場ではない。

【村上市長弁明書】2 株式会社小野原製茶問屋（乙9の2）

（1）購入時期

平成30年6月頃

（2）購入数

2点

（3）1点の価格

1500円（×2＝3000円）

（4）経緯

被請求者が直接店頭にて購入した。代表者の妻が応対し、自宅用か進物用か聞いたところ、進物用とのことだったので、1点1500円の品を勧めた。被請求者は「個人用なので領収書はいらない。」と述べた。

【請求者側疑義】購入時期が6月頃とはっきりしない割には価格や「領収証は不要」という点がはっきりしすぎている。包装の有無について記載がないが、東京ベイコート倶楽部での会食参加者に渡したお茶が、村上大祐氏が個人的に購入したものであるかの証明をどうやって行うつもりなのか。いずれにせよ、レジ記録なり販売台帳なりを示してもらわなければ証拠として足りない。

【村上市長弁明書】3 加杭茶業組合購入分（乙9の3）

（1）取得時期

平成30年6月頃

（2）取得数

2点

（3）1点の価格

1000円

（4）経緯

選挙事務所の女性スタッフで、加杭茶業組合の組合員である[黒塗り]氏が平成30年6月頃、親交のあった被請求者の妻に新茶として渡した。

【請求者側疑義】いただきものを「対価」に算入するとは。呆れてものも言えない。

【村上市長弁明書】第2 本件会食の経緯1

「以前から新幹線関連のまちづくり視察の一環として神奈川県海老名市の『セグウェイジャパン』への訪問を打診していたが、7月9日に同社日本法人社長との面会の予約が取れたとの連絡を直前になって市職員[]氏から受けたため、7月9日の東京出張が決定した。」

【請求者側指摘】以上のような経緯であれば、建設・新幹線課の[]副課長及び[]主査の出張も急きょ決まったと言える。LINEのやり取りを見ると、6月26日時点で[]氏らは[]副課長らの出張が伝わっている【調査請求書・別添資料3の2】。なお、同社日本法人社長との面会の予約について、[]氏、[]氏が寄与している。両人は村上市長、[]副課長、[]主査の視察に同行し【第2回審査会資料15】、試乗している【同16】。アニメとは別の利害関係が生じていることに留意されたい。

【村上市長弁明書】第2 本件会食の経緯2

「視察は16時頃終了し、移動の車中、[]氏から『(嬉野出身者の)[]も参加する懇親会があるので、市長も参加しませんか。』との誘いを受けた。そこで、『どんな人たちが参加するんですか。』と尋ねたところ、[]氏は、『ゲーム、プロレス、漫画家の[]さんとか、いろんな業種の人たちが参加する予定です。』と述べた。[]氏は、持ち寄りの懇親会ということで、『東一』を持参していた。被請求者は、小じんまりとした宴会場のような部屋で行う立食形式の会食だと認識した。そこで、[]氏に参加をする旨を伝え、17時頃、宿泊予定の六本木のホテルにチェックインをした。」

【請求者疑義】1月4日付弁明書の訂正がなされており、『移動の車中、市職員[]氏…から…連絡が入り…市長も参加しないかと誘われ』は、『連絡が入り』を削除し、『移動の車中、市職員[]氏…から…市長も参加しないかと誘われ』に訂正する。[]氏から誘いがあったのは、セグウェイからの帰途、[]

氏との同乗中である。」とこれまた供述が大きく変遷している。そもそも、まず、どこで何時からを聞くのが普通ではないか？ 氏が参加するような懇親会で、なぜ「小じんまりとした宴会場」「立食形式の会食」だと認識するのか。あまりにも不自然だ。東一は会食写真では確認できない。どこで、だれが、いつ、いくらで購入したのかを明らかにしてもらいたい。さて、最も不自然なのは、セグウェイジャパンの視察に東京ベイコート倶楽部ロイヤルスイートの所有者である氏と、氏の両人が参加しているのに、そこで話が出なかったことだ。移動の車中とは氏が手配した車ではないのか。副課長、主査は先に「V R E X 渋谷宮益坂店」を視察している。しかし、セグウェイジャパンの神奈川県海老名市までの交通費は請求していない。C G 会社であるN A Cの社長がV R E Xの視察に関係し、氏の手配した車で海老名市まで移動したのではないか、また、セグウェイジャパンから東京ベイコート倶楽部までも、その車で向かったのではないかと疑われる【第2回審査会資料23】。

【村上市長弁明書】本件会食の経緯3

「18時頃六本木のホテルを出発し、グーグルマップで交通手段を調べ、1人で地下鉄と電車を乗り継ぎ、同ホテルの最寄り駅で降車した。駅を出て、直ぐに氏に電話をしたが繋がらず、途方に暮れたが、ようやくメッセンジャーで連絡がつき、部屋番号と「さんから招待されたこと」をエントランスで告げるよう教えられた。ここで初めて、会場がホテルの個室であることが分かった。」

【請求者側疑義】1月4日付の弁明書では「被請求者も、氏から、視察後の移動中に、お台場のホテルでの『部屋飲み』で飲食物は各自持ち寄りの懇親会があるから、参加しないかと誘われた。その時点でホテルの名称、ランク等の詳しい情報は知らされていなかった。その後、東京ベイコート倶楽部の名称、を知らされ、自らタブレット端末で検索し、1人で電車に乗りホテルに到着した。到着後、初めて会場がホテルの一室であること、比較的ランクの高いホテルであることを認識した。」としていた。

氏から車中で懇親会に誘われた際、「東京ベイコート倶楽部」というホテル名を聞かなければ、グーグルマップは使えない。ならば、検索した時点で会員制

のリゾートホテルであることが分かったはずである。というより、「どういうホテル？」と〇〇氏に尋ねるのが普通ではないか？ また、〇〇氏が誘う立場にあるというのが理解しがたい。あくまで招待者は〇〇氏であろう。村上市長は直前まで一緒にセグウェイ試乗を満喫していたのに、このような誘われ方がありうるのか。メッセージでやり取りをしたのであれば、証拠として示すべきである。村上市長はLINEを利用していないようだが、Facebookはメッセージを含め積極的に使っている。〇〇副課長や〇〇氏ら招待者側と懇親会前後にどのようなやり取りをしたのか、後ろめたいところがないのであれば、潔白の証明のためメッセージにおいて関係者とのやり取りを開示してもらいたい。

【村上市長弁明書】第2 本件会食の経緯4

「午後7時頃、会場に到着すると、〇〇氏、〇〇氏の他、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏が当初から参加しており、その後も数人が合流した。テーブルには、主催者が注文したと思われるオードブルが並べられていた。参加者らは各自、日本酒、ワイン、シャンパン、ビール、酎ハイ、ペットボトル飲料、つまみを持ち寄っていた。〇〇氏、〇〇氏とは、同日のセグウェイ視察の際、面識を得たが、他の参加者は初対面であった。話題は、自己紹介、仕事、野球、ユーチューブ、出版物、観光、当日視察したセグウェイの話など差しさわりのない話題ばかりであり、アニメ制作の話や企画提案などはなかった。」

【請求者疑義】会員制ホテルに入室するのをためらわず、並んだオードブル、各種の酒、つまみを目の前にしても、「これは公務員倫理・政治倫理的にまずいな」と全く思わなかったとしたら救いがたい。元新聞記者ならなおさらだ。アニメ制作会社「天狗工房」の〇〇代表取締役が参加したことを記載していない。事実を正直に吐露している弁明とは到底思えない。〇〇副課長は「今回は村上市長も皆様と顔あわせ出来たので、今後の動きもスムーズになることでしょう。」と発信しているが、招待者側の目的は十分に果たされた。「セグウェイの話」は市の事業に関連する新たな利害関係と認められる。

【村上市長弁明書】第2 本件会食の経緯5

「被請求者は、最初から参加していた3名の他、後に合流した数人のうち3名にも嬉野茶を渡しているので、持参したのは全部で6点だと認識している。その金

額の合計は、9320円程度となる。被請求者は、酒を飲むと、食べ物は口にしないし、嬉野茶が全員に配布できなかったこともあり、オードブルにはほとんど手を付けていない。」

【請求者疑義】会食の写真を見たときに、お茶を渡すタイミングがあったのだろうかという疑問を禁じ得ない。また、手のひらに載せた気泡風呂の泡を吹く姿や集合写真に収まる村上氏の表情を見たときに、しらふであるとは思えないし、むしろ酩酊していたと信じたい。とすれば、自腹で購入したお茶を確実に手渡したのか、そのお茶はどこに入れていたのか、相手方は受け取ってどうしたのか。酔っているのに「お茶を配りきれなかったから食べないでおこう」という理性(?)が働くのか。いろいろな意味で理解不能な釈明としか言いようがない。また、食べた量が少ないので金額換算すると少額になり、社会通念上相当の範囲内に収まるという主張ならば、笑止千万である。

【村上市長弁明書】第3 本条例4条1号に該当しないこと

「被請求者は、市内の各店舗から購入した嬉野茶約9320円相当を持参して参加しており、これは参加の対価として十分に見合うもので、決して無償の接待を受けたわけではない。」

【請求者疑義】購入していないお茶を換算しており、虚偽説明である。会食のいつの段階で誰にどういうお茶を配ったのか。お茶を配った事実の証明がなされていない。もし配ったお茶にPR用として渡されたり交際費で購入したりしたものが含まれていれば、私的流用である。証言のみで立証しようとしており、無理に無理を重ねた嘖飯物の抗弁だ。

【村上市長弁明書】「参加者らとは、同日が初対面で、かつ、いずれも東京在住でその職業も区々であるため、嬉野市との関係性について認識できたわけではない。また、当日に、アニメ制作の提案を受けたわけではないから、被請求者は、最初から最後まで、参加者らを利害関係者であると認識していない（勿論、氏や氏がアニメ制作の話を告げていない。もし、告げていれば絶対に参加しないからである。。）」

【請求者疑義】嬉野市との関係性がない会食に市長が参加するというのはどう
いうことか。初対面とあるが、嬉野市長という肩書を抜きに招待されたかどうか、
考えるまでもない。アニメ制作の話告诉了としても、会員制ホテルのスイート
ルームを会場とした酒宴でなければ、あるいは会食が市の予算措置などと無関
係と言い切れれば、参加に何の差し障りもないし、むしろ参加すべきであろう。
なぜ、絶対に参加しないからであると断言するのか。言い訳にしか聞こえない。

【村上市長弁明書】「ラインのメンバーらも本件会食については、純粋な懇親会
という趣旨であり、かつ、もともと被請求者の参加は予定されておらず、メンバ
ー以外にも参加者がいたことで、企画提案を行うような雰囲気ではなかったは
ずである。」

【請求者疑義】純粋な懇親会であれば、市長を招く意味があったのか。純粋な懇
親会だったとしても、首長や公務員が利害関係者と酒食をとともにすることはア
ウトであり、少なくとも社会通念上相当の会食だったとは断じて言えない。関係
者との顔合わせを目的として、副課長が差配したと考えるのが妥当だ。つま
り、VR・AR施設を嬉野医療センター跡地に建設したり、セグウェイ導入を検
討したりするなど、アニメだけでなく、幅広い利害関係構築の第一歩を踏み出し
た供応接待だったと言って差し支えない。なかったはずであるという推論は根
拠が乏しい。なぜならば、氏やゲーム会社「ハイド」社長氏のLINEでの発言と矛盾しており、裏付けとなる証拠が示されていないからである。

【村上市長弁明書】第4ラインの内容（乙10）

「請求者側からライシグループ間でのやり取りの履歴が抜粋で提出されている
が、疑わしい部分のみを切り取ったもので不当な印象操作である。」

【請求者反論】このLINEスクリーンショットは副課長の提供であ
るが、よくぞ出してくれたと言いたい。これで加工したものでもないことが証明
された。カラーで文字が読み取れるように出し直してほしい。全文掲載は非常に
ありがたい。流れがいつそうよく分かるからである。

「新幹線駅の建設予定地です。秋ぐらいまではイベントなど可能です。プロレス

を高架の上で、できないかなど話が出ております。」「おー、それははでですね！」「おお！！」「(アニメ制作会社「天狗工房」社長でプロレスラーでもある) さん！活躍の時だww ワクワク」との箇所は嬉野創生機構の社員として酷使されていた の陳述書(第2回審査会で提出済み)とピタリ符合する。

6月のツアーで 氏が誕生日を迎え、天狗の顔を描いたケーキをプレゼントされているシーン、酔って寝落ちしたゲーム会社「ハイド」執行役員の 氏にプロレス技をかけている写真などが掲載されている。

プレゼン資料を作成した が、嬉野茶のカリスマ茶師でアニメの主人公と想定されている 氏のお茶を扱う渋谷の「幻庵」を訪問していることが示され、 氏が「楽天や avex の顧問やってる、ハイドの顧問でもあります、 さん顧問協会理事の方も9日参戦予定です！！ 嬉野も是非行ってみたいとのことで、ユーリ【第3回審査会資料4】というアニメで唐津までは来たことあるらしいです！！ 9日ご紹介するので、皆さんよろしくをお願いします！！」との発言もある。

請求者側の主張を補強してくれており、鬼橋正敏弁護士の尽力に感謝申し上げます。

【村上市長弁明書】

「本件は、たまたま、嬉野温泉旅行の仲間内で、場当たりのアニメ制作の話が出ていたにすぎず、外部に表明さえされていない段階で、同メンバーらと嬉野市との間には利害関係が発生しているから、メンバーとの会食は倫理基準違反だというのは極めて理不尽な話である。斎藤教授が指摘するような反社会的勢力との会合、性的接待を含む供応、泥酔による迷惑行為、市と利害関係があることが明らかな業者との会合等でもなく、十分な対価も負担しているような状況で行われた本件会食においては、被請求者がこれに参加したからといって本条例4条1号に該当しない。」

【請求者疑義】見事な開き直りだ。理不尽なのはどちらか。決して場当たりので

はなく、嬉野市（副課長）、嬉野創生機構側に議事録やプレゼン資料が共有されており、常態的に刻一刻とアニメ企画は提案されていた。供応接待は市長との顔合わせができたことで成立しており、対価を負担しているとは言えないし、その証明もできていない。市長としてふさわしい行動だったのか、写真を見れば一目瞭然である。問題がないというのであれば、なぜ、写真を転載した市民に対して、削除しなければ名誉毀損などで法的措置を検討するとの内容証明郵便を送りつけたのか。自身の Facebook では疑問の声を上げる市民に刃を向け、署名をした議員や市民を誹謗するのか。後ろめたいからこそ、ここまで徹底的な反論を続けているのであろう。反省の態度がないという点で、政治倫理条例に抵触する可能性がますます高まっているということにどうして気付かないのか。市民からどう見られているのかをもう少し考えた方がよいと指摘しておく。

【第3回審査会資料4】

唐津市と「ユリ!!!」特別賞



観光貢献ロケ地を表彰

観光客誘致に貢献した映像作品と舞台になった地域に贈る「第3回ロケーションジャパン大賞」で、唐津市とアニメ「ユリ!!! on Ice」が特別賞を受賞した。作品を見て唐津を訪れた人は約4千人、地域からは「インバウンド効果は他候補と比べて群を抜いている」と評価した。

同賞は雑誌ロケーションジャパン主催。2016年11月1日から17年12月2日まで公開された映画・ドラマ・アニメの中で、ロケ地に行ってみたくなる作品を選び、7500人アンケートや「作品によって地域に有益な変化が起きたか」など4つの基準で採点した。グランプリ「探偵はBARにいる3」と札幌市

イベントのスタートを告げるアニメ「ユリ!!! on Ice」の舞台唐津市と「ユリ!!! on Ice」が特別賞を受賞した。唐津市の観光振興課が

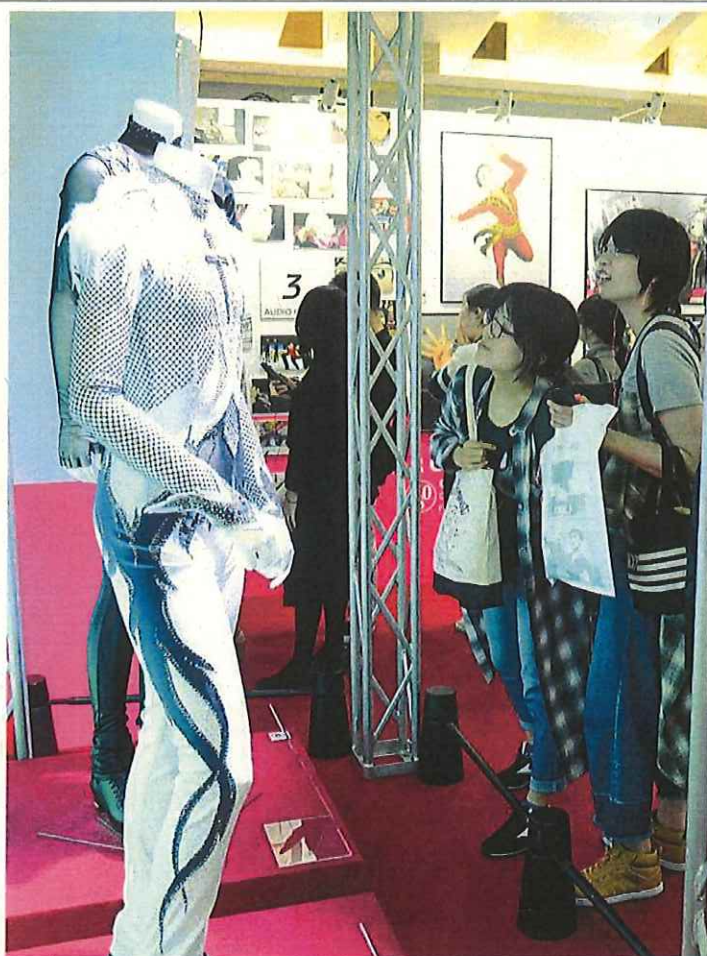
など上位作品を決めた。「ユリ!!!」はスケート選手が活躍する物語で、16年春に放送された。唐津をモデルにした架空の町「長谷津町」が舞台。劇中の地域を「聖地巡礼」する姿を多く見せ、住民や市がコラボイベントを2回開催。地元飲食店も協力した。ロケ地は作品の世界観を味わえる仕掛けがあるかを採点する審査部門でトップだった。

2月22日に東京都で授賞式がある。市観光課は「地元の人々が観光客を受け入れてくれたのが受賞の大きな要因」と語る。映画公開に向け「今後もユリのふるさとを築いていかなければならない」と「巡礼館」を築き上げる権利を市に帰属する。(藤本裕希)

アニメ「ユリ」企画展開幕

聖地巡礼ファン満喫

唐津市



声優による音声ガイドを聞きながら、再現衣装を観覧する来場者

唐津市東唐津の国民宿舎虹の松原ホテル

唐津市を舞台に、フィギュアスケーターの成長を描いたアニメの企画展「ユリ—— on MUSEUM」が、同市の国民宿舎虹の松原ホテルで開かれている。初日の29日は大勢のファンが詰めかけ、長蛇の列をなした。6月10日まで。展示は、東京や大阪、台湾などで開かれており、唐津は6カ所目。会場では、登場人物の衣装を再現した服や、登場人物の等身大フィギュアなどを展示している。来場者は、作品に出演した声優による音声ガイドを聞きながら観覧してい

た。混雑を避けるために1時間ごとに約100人を入場。それでも限定グッズに大行列ができるなど、終日にぎわいを見せた。

兵庫県から夜行バスで来た会社員・中美弥子さん(37)は、「ミュージアムに来るのは4カ所目だが、展示内容や販売グッズが少しずつ違うので何回来ても楽しい。日帰りなので、これから聖地を巡りたい」と会場を後にした。

アニメは、唐津市をモデルにした架空の町「長谷津町」出身のフィギュアスケーターが活躍する物語。2016年末に放送され、大勢のファンが劇中に登場した場所を「聖地巡礼」に訪れている。市内では、アニメとコラボしたスタンプラリーなども開かれている。(藤本拓希)



アニメ聖地お墨付き

アニメ聖地
観光資源としての活用を目指している
アニメツーリズム協会の
「訪れてみたい日本のアニメ聖地88(2018年版)」
に選ばれた唐津市に29日、
認定プレートと朱印スタンプが贈られた。JR唐津
駅内の観光案内所に設置している。
国内外のファン投票を基
に、制作側と自治体の了承
を得て選定。17年5月まで
の過去すべての作品を対象
にした初めての選挙で、「エ
ーリー オン ICE」の
唐津市が選ばれた。18年版
は昨年8月に発表されてい
たが、主人公・勝生勇利の
誕生日に合わせ、11月29日
に贈呈された。
市役所であった贈呈式で
同協会の鈴木則道事務理事
(53)は「作品自体だけでなく、
唐津はファンへのおも



30日に設置された認定プレート(中央)を目当てに、
観光案内所を訪れ、ご朱印のスタンプを押すファン
ファンニJR唐津駅構内

てなしも素晴らしい。他地
域の参考にさせてほしい」
と語った。さらに「ファン
はクール(回生期)にとど
推しの作品を議論してい
る。今放送中のものでは『
ンどうよサカ』が一押し
のよう」と佐賀県を舞台に
描かれている放送中のアニメ
の人気にも触れた。

唐津市によると「エー
リー」の放送後の2016
年12月から今年8月末まで
に延べ6万人以上が聖地巡
礼を目的に唐津を訪問(うち
約1300人は40カ国か
ら訪れた海外の巡礼者)。
その後も1カ月300人
程度が訪問しているとい
う。(宮崎勝)



嬉野市政治倫理審査会・吉田一穂会長 様

村上大祐市長陳述書における疑問点等

2019年1月30日

宮崎 誠



「嬉野をよくする市民の会」代表

宮崎 誠



佐賀県佐賀市中央本町1番10号ニユ
一寺元ビル3階 佐賀中央法律事務所

代理人弁護士 東島 浩 幸



佐賀県嬉野市塩田町五町田乙3328-2 杵藤法律事務所

代理人弁護士 藤 藪 貴 治

電話 0954-68-0745

FAX 0954-68-0876



村上大祐市長代理人の鬼橋正敏弁護士による村上氏の陳述書について、以下の
ような疑問点を挙げる。

2 セグウェイジャパン視察について

陳述書では「午後1時頃、■■■■氏と（同じく市職員の）■■■■氏ともにセグウェイ
ジャパンを訪問しました。同社の社長や幹部の方々とセグウェイの観光利用に
ついて意見交換をし、実際に私たちも試乗体験をしました。」とあるが、東京ベ
イコート倶楽部ロイヤルスイートの所有者である■■■■氏、茶師アニメ発案
者の■■■■氏と一緒にいたことを一言も述べていない。



3 懇親会に誘われた経緯について

「午後 4 時頃に視察を終え、車での移動中、■■■■氏から『私たちはこれから、(嬉野市出身者である)■■■■さんも参加する懇親会に向かいますが、市長も参加しませんか。』との誘いを受けました。そこで、私が『どんな人たちの集まりですか。』と尋ねたところ、『ゲーム、プロレスラー、漫画家の■■■■さんなどいろいろな業界の方々が嬉野にも興味をもって頂いている面々が参加する予定です。』という答えでした。持ち寄りの懇親会ということで、■■■■氏は『東一』を持っていました。私は、漠然とですが、ホテル内の小さな宴会ができるような部屋やオープンスペースなどを借りて行う、立食形式の懇親会で、参加者の前で挨拶をし、ざっくばらんな会話をするようなスタイルをイメージしていたので、■■■■さんのような著名な方たちに嬉野市を PR する絶好の機会と思い、参加することにしました。■■■■氏にホテルの名称を聞くと、『東京ベイコート倶楽部』と告げられました。」

■■■■氏は本業はアニメ制作会社社長であり、プロレスラーという紹介だったのか疑問がある【調査請求書資料 3 の 3】。村上市長は 10 月 4 日に自身の Facebook に「画像については、市出身の方の紹介でアニメクリエイターなど各界の著名な方と会食をしたものです」と投稿している。陳述書ではアニメに絡む人物や話題を一切排除している点が不自然だ。

まず、会費はどうなっているのかに関心が向かなかったのか。参加の是非について、吟味する姿勢が皆無であり、脇が甘いといしか言いようがない。会場について、なぜ公務員倫理規程で許容されている「20 人以上が出席する立食パーティでの飲食物の提供」に近い想定をしているのか、全く根拠が見えない。李下に冠を正さず、瓜田に履を納れずという鉄則を完全に置き忘れている。

4 持参したお茶について

「嬉野茶の袋 6 点をバッグから取り出し、会場に持参することにしました。私は、出張の際には、嬉野市の PR のためになればと、嬉野茶の袋を携行し、名刺代わりに渡すようにしています。(中略)ただ、長期出張や訪問先が多いときには、どうしても市で用意したお茶では足りなくなるので、市内のお茶屋さんから個人的に購入・取得したお茶を持って行くようにしています。今回、会食に持参し

た嬉野茶は、証言を頂いた3店舗で購入、取得したもので間違いありません。(中略)これらは、市の予算ではなく、個人的に購入・取得したもののなので、領収書は発行してもらっていません。(中略)持参した手土産について1円たりとも公費を支出していないと断言できます。」

名刺代わりのお茶は交際費で購入したものだ。当然、それでよい。長期出張で足りなくなるのはお茶そのものであり、交際費で購入したお茶を余計に持参すればいいだけ。なぜ、そこで個人負担になるのか。意味不明である。1日4日付の弁明書を覆した陳述であり、証言以外の裏付けが全く示されていないため、信憑性がない。

5 東京ベイコート倶楽部到着後について

「午後6時頃、六本木のホテルを出発し、グーグルマップで交通手段を調べ、1人で地下鉄と電車を乗り継ぎ、会場の最寄り駅で降車しました。駅を出て、直ぐに■■■■氏に連絡をしましたが、電話がなかなか繋がらず、どうやって会場に入ればいいのか、途方に暮れましたが、ようやくメッセージャーで連絡がとれ、部屋番号と『■■■■さんから招待されました』ということを入館で告げるよう、教わりました。ここで初めて、会場がホテルの個室であることが分かりました。」

■■■■副課長と村上市長との力関係を示唆する意味で、興味深い内容だ。会員制のホテルであることは明確に示されており、市長が立ち入るべきか否か、当然の判断をすべき分岐点である。

6 いずれも初対面について

「午後7時頃、会場に到着すると、■■■■氏、■■■■氏その他、■■■■氏、■■■■氏、■■■■氏が当初から参加していました。職員のほかはいずれもこの日が初対面でした。会場には、参加者が持参した、つまみ、日本酒、ワイン、シャンパン、酎ハイ、ビール、ペットボトルのお茶がありました。テーブルには、主催者が注文したと思われるオードブルが並べられていました。」

この記述だとロイヤルスイートの持ち主で招待者の■■■■氏、■■■■氏とも初対面ということになる。とすれば虚偽の説明である。セグウェイジャパン

で一緒に試乗をしているのだから。テーブルいっぱい酒やオードブルが並んでいるのを確認しながら、事業者と酒食をともにすることが問題になり得ると思ひも寄らなかったというのか。倫理観のかけらもない。

8 お茶の金額換算について

「私は、最初から参加している3名の他、後に参加した方のうち、3名にも嬉野茶を渡したので、渡した嬉野茶は全部で6点だと記憶しています。金額の合計は9320円となります。証拠は、弁明書(5)とともに既に提出しています。先に述べたとおり、個人的に購入したお茶は、他にもありますが、購入時期から考えると、市内の3店舗のお茶屋さんから購入、取得した6点で間違いありません。会場では、各自が食べ物を自分で取り皿に取り分け、参加者が持ち寄ったお酒を飲んでいました。私をはじめ、参加者は食べ物にはあまり手を付けていなかったと思います。そして、会は午後11時には解散したので、ホテルを退去し、宿泊先に戻りました。」

「記憶」と「間違いありません」は両立しない。取得が含まれているのに金額に換算しているのは厚顔無恥すぎる。会食写真を見ると食べ物は相当減っている。4時間も飲み食いすれば十分だろう。事実の証明がないのに突発的に断言するのが鬼橋正敏弁護士が作成した陳述書の特徴のようだ。

9 会食に対する認識について

「最後に、今回、私が会食に参加したのは、発信力のある著名な方々に嬉野のことを好きになってもらい、多くの人たちに嬉野のことをPRできればよいと純粹に思ったことと、参加者らの話を聞くことで私自身も知識と見聞を広め、将来何らかの形で市政に反映できれば良いと思ったからです。また、嬉野に関心があるということだったので、嬉野のことについてお話ができればよいと思ったからです。参加代としては、持ち寄りの立食形式をイメージし、参加者のみなさんとざつくばらんな会話をする程度だと認識していましたので、個人的に購入した嬉野茶を持参すれば、問題はないと考えておりました。なお、当時、私は、参加者の一部の人たちがアニメ制作を企画しており、嬉野市に予算をとまうような提案をする予定があるとは全く聞いていません。もし、このような認識があったのであれば、絶対に参加していません。」

弁明書には「参加者らとは、同日が初対面で、かつ、いずれも東京在住でその職業も区々であるため、嬉野市との関係性について認識できたわけでもない。」とあり、矛盾の極みである。仮に暴力団関係者などが含まれている会食だったら、どうするのか？ 初対面の相手との会食に警戒心がまるでない。立食ではない、会員制ホテルの最上級客室が会場であることを知ってなお、引き返さず、[REDACTED]副課長、[REDACTED]主査が宿泊することを黙認している。その後、議員らの指摘を受けても市職員を処分するでもなく、自らの行為を反省するでもない。嬉野市役所のトップとして適切な行動をとっているとは到底思えない。

何らの物証を添えていないため、総じて信憑性に欠けた内容である。

請求代表者 [REDACTED]

被請求者 嬉野市長村上大祐

弁 明 書 (5)

平成31年1月21日

嬉野市政治倫理審査会会長 殿

被請求者手続代理人弁護士 鬼橋 正敏



第1 本件会食の対価について

被請求者が本件会食に対価として持参した嬉野茶は下記品目6点であり、金額に換算すると、9320円程度となる。つまり、1の徳永製茶から購入した分を2点、2の小野原製茶問屋から購入した分を2点、4の加杭茶業組合[REDACTED]氏から取得した分を2点持参した。

なお、本件会食と同日の「セグウェイジャパン」の視察では、市が運営する茶業研修施設「嬉茶楽館（きんさらんかん）」で製造したものを渡した。

被請求者は、出張の際には、必ず嬉野茶を複数持参し、嬉野市のPRとして渡すように努めている。

翌7月10日、11日にも東京都内で各所の訪問が予定されていたため、今回は予め多めにPR用として持参していた。

1 株式会社徳永製茶購入分（乙9の1）

（1）購入時期

平成30年6月終わり頃

（2）購入数

2点

（3）価格



2160円(×2=4320円)

(4) 経緯

被請求者が直接店頭にて購入した。その際、女性従業員が応対したが、被請求者は「人にあげるものだが、包装は施さなくてもよい。」と述べ、また「個人用だから領収書もいらない。」と述べた。

なお、被請求者は、平成30年11月頃にも同じような態様で何点か購入した。

2 株式会社小野原製茶問屋(乙9の2)

(1) 購入時期

平成30年6月頃

(2) 購入数

2点

(3) 1点の価格

1500円(×2=3000円)

(4) 経緯

被請求者が直接店頭にて購入した。代表者の妻が応対し、自宅用か進物用か聞いたところ、進物用とのことだったので、1点1500円の品を勧めた。

被請求者は「個人用なので領収書はいらない。」と述べた。

3 加杭茶業組合購入分(乙9の3)

(1) 取得時期

平成30年6月頃

(2) 取得数

2点

(3) 1点の価格

1000円

(4) 経緯

選挙事務所の女性スタッフで、加杭茶業組合の組合員である[]氏が平成30年6月頃、親交のあった被請求者の妻に新茶として渡した。

第2 本件会食の経緯

本件会食の経緯につき、改めて詳細に説明する。

- 1 被請求者は、もともと東京出張として、平成30年7月10日に温泉所在都市会議、ローマ教皇庁大使館訪問、翌11日に九州新幹線長崎ルートの要望活動、総務省との意見交換（但し、同日に急遽中止）を予定していた。ただ、以前から新幹線関連のまちづくり視察の一環として神奈川県海老名市の「セグウェイジャパン」への訪問を打診していたが、7月9日に同社日本法人社長との面会の予約が取れたとの連絡を直前になって市職員[]氏から受けたため、7月9日の東京出張が決定した。
- 2 被請求者は、7月9日早朝に上京し、13時頃、市職員である[]氏、[]氏とともに神奈川県海老名市の「セグウェイジャパン」を訪問し、同社社長及び幹部と面談して、セグウェイの観光利用について意見交換をした。視察は16時頃終了し、移動の車中、[]氏から「(嬉野出身者の)[]さんも参加する懇親会があるので、市長も参加しませんか。」との誘いを受けた。そこで、「どんな人たちが参加するんですか。」と尋ねたところ、[]氏は、「ゲーム、プロレス、漫画家の[]さんとか、いろんな業種の人たちが参加する予定です。」と述べた。[]氏は、持ち寄りの懇親会ということで、「東一」を持参していた。被請求者は、小じんまりとした宴会場のような部屋で行う立食形式の会食だと認識した。そこで、[]氏に参加をする旨を伝え、17時頃、宿泊予定の六本木のホテルにチェックインをした。
- 3 18時頃六本木のホテルを出発し、グーグルマップで交通手段を調べ、1人で地下鉄と電車を乗り継ぎ、同ホテルの最寄り駅で降車した。駅を出て、直ぐに[]氏に電話をしたが繋がらず、途方に暮れたが、ようやくメッセージで連絡がつき、部屋番号と「[]さんから招待されたこと」をエントランスで告げるよ

う教えられた。ここで初めて、会場がホテルの個室であることが分かった。

- 4 午後7時頃、会場に到着すると、■■■■氏、■■■■氏の他、■■■■氏、■■■■氏、■■■■氏が当初から参加しており、その後も数人が合流した。テーブルには、主催者が注文したと思われるオードブルが並べられていた。参加者らは各自、日本酒、ワイン、シャンパン、ビール、酎ハイ、ペットボトル飲料、つまみを持ち寄っていた。■■■■氏、■■■■氏とは、同日のセグウェイ視察の際、面識を得たが、他の参加者は初対面であった。話題は、自己紹介、仕事、野球、ユーチューブ、出版物、観光、当日視察したセグウェイの話など差しさわりのない話題ばかりであり、アニメ制作の話や企画提案などはなかった。

人気漫画家の■■■■氏とは、被請求者が以前、同氏の著作である「G T O」のファンだったこともあり、「G T O」の話題で盛り上がった。

■■■■氏とは、■■■■氏から「妖怪ウォッチ」のスマホゲームに関わっている方だと紹介され話をした。同氏からは、業界がライバルも多く戦国時代である、スマホゲーム制作に係る費用は億単位などの話を聞いた。

人気ユーチューバーが所属する会社の顧問を務める■■■■氏とは、ユーチューバーのマネジメントの話やコンサルティング業務の話を聞き、同氏から著作物の進呈を受けた。

- 5 被請求者は、最初から参加していた3名の他、後に合流した数人のうち3名にも嬉野茶を渡しているので、持参したのは全部で6点だと認識している。その金額の合計は、9320円程度となる。被請求者は、酒を飲むと、食べ物は口にしないし、嬉野茶が全員に配布できなかったこともあり、オードブルにはほとんど手を付けていない。

第3 本条例4条1号に該当しないこと

被請求者は、市内の各店舗から購入した嬉野茶約9320円相当を持参して参加しており、これは参加の対価として十分に見合うもので、決して無償の接待を受けたわけではない。

そして、参加者らとは、同日が初対面で、かつ、いずれも東京在住でその職業も区々であるため、嬉野市との関係性について認識できたわけでもない。また、当日に、アニメ制作の提案を受けたわけでもないから、被請求者は、最初から最後まで、参加者らを利害関係者であると認識していない（勿論、■■■■氏や■■■■氏がアニメ制作の話を告げていない。もし、告げていれば絶対に参加しないからである。）。

ラインのメンバーらも本件会食については、純粋な懇親会という趣旨であり、かつ、もともと被請求者の参加は予定されておらず、メンバー以外にも参加者がいたことで、企画提案を行うような雰囲気ではなかったはずである。

市の側において、アニメ制作を予定し、その業者の選定・検討が必要な状況であれば格別、本件は、たまたま、嬉野温泉旅行の仲間内で、場当たりのアニメ制作の話が出ていたにすぎず、外部に表明さえされていない段階で、同メンバーらと嬉野市との間には利害関係が発生しているから、メンバーとの会食は倫理基準違反だというのは極めて理不尽な話である。

斎藤教授が指摘するような反社会的勢力との会合、性的接待を含む供応、泥酔による迷惑行為、市と利害関係があることが明らかな業者との会合等でもなく、十分な対価も負担しているような状況で行われた本件会食においては、被請求者がこれに参加したからといって本条例4条1号に該当しない。

第4 ラインの内容（乙10）

請求者側からライングループ間でのやり取りの履歴が抜粋で提出されているが、疑わしい部分のみを切り取ったもので不当な印象操作である。

そこで、被請求者の側からも平成30年4月22日のライン開始から本件会食までのやり取りの履歴を提出する。

内容を見ると、同年5月頃、都内（池袋）において、メンバーで1度、アニメ制作の検討会が開催されているようだが、具体性はない（■■■■氏によると、カラオケボックスに集まったということである。）。

その後は、もっぱら食べ物、スポーツ、本件会食の案内などアニメ制作とは関係のない仲間うちのやり取りばかりである。

以 上

請求代表者



被請求者

嬉野市長村上大祐

証 拠 説 明 書

平成31年1月21日

嬉野市政治倫理審査会会長 殿

被請求者手続代理人弁護士 鬼橋 正敏



号 証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年 月 日	作 成 者	立証趣旨	備考
乙第9号 証の1	陳述書	原	H31.1.18	株式会社 徳永製茶	被請求者が平成30年6月終わり頃、株式会社徳永製茶から嬉野茶計4320円分を購入したこと 同購入分を本件会食に持参したこと	
乙第9号 証の2	陳述書	原	H31.1.18	株式会社 小野原製 茶問屋	被請求者が平成30年6月、株式会社小野原製茶問屋から嬉野茶計3000円分を購入したこと 同購入分を本件会食に持参したこと	

号 証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年 月 日	作 成 者	立証趣旨	備考
乙第9号 証の3	陳述書	原	H31.1.21	■■■■■	被請求者が平成30年6月頃、加杭茶業組合の組合員である■■■■氏から嬉野茶計2000円分をもらったこと 同取得分を本件会食に持参したこと	
乙第10号証	ライン画面	写	H30.4.22~ H30.7.10頃	ライングループ	ライングループの会話	

去年の6月終わり頃、市長が本店に来られ
お客様用にと100g入2160円(税込)の抹茶
「瑞水」を二本ほどお買上げ頂きました。

市役所(総務課)からご購入頂くときも何度か
ありましたが、このときは個人的にご購入頂いた
ものです。市役所からご購入頂くときは
領収証を発行しますが、このときは発行しており
ません。また、特に包装は施さなくても
いいと言われたように思います。

平成31年1月18日

佐賀県藤野市藤野町大字下宿乙1938番地

株式会社 徳永製茶

代表取締役



平成31年1月18日

みどり法律事務所
村上大祐代理人
弁護士 鬼橋正敏 様

郵便番号 843-0301

佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿丙2295-6

TEL 0954-42-0457 FAX 0954-42-0363

株式会社小野原製茶問屋

代表取締役



拝啓 時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
村上市長は、昨年6月頃(日時は定かではありません)、来店されて、贈り物にしたいとい
うことで、1本1500円のお茶を2本ご購入なされました。
領収書は個人的なものなのでいらなとおっしゃいましたので、作成していません。

敬具

私は、加杭茶業組合の組合員で夫とともにお茶農家を営んでいます。

平成30年6月頃、村上市長の選挙事務所として働いたご縁で、市長の奥さんと仲良くなり、新茶が取れた後、1袋1000円の嬉野茶（蒸し製玉緑茶）を2点、奥さんに差し上げました。組合では、1袋1000円で販売していますが、2000円くらいで販売しても十分なくらい価値のあるお茶です。

平成31年 / 月 2 / 日



請求代表者 [REDACTED]

被請求者 嬉野市長村上大祐

訂 正 に つ い て

平成31年1月29日

嬉野市政治倫理審査会会長 殿

被請求者手続代理人弁護士 鬼橋 正敏



平成31年1月4日付け弁明書につき、下記の点を訂正する。

記

4頁第2・1(1)ア上から4行目から5行目の「移動の車中、市職員[REDACTED]氏…から…連絡が入り…市長も参加しないかと誘われ」は、「連絡が入り」を削除し、「移動の車中、市職員[REDACTED]氏…から…市長も参加しないかと誘われ」に訂正する。

[REDACTED]氏から誘いがあったのは、セグウェイからの帰途、[REDACTED]氏との同乗中である。

以 上



2019年1月22日

嬉野市政治倫理審査会・吉田一穂会長様

市ホームページに政倫審コーナーを

「嬉野をよくする市民の会」代表

宮崎誠一

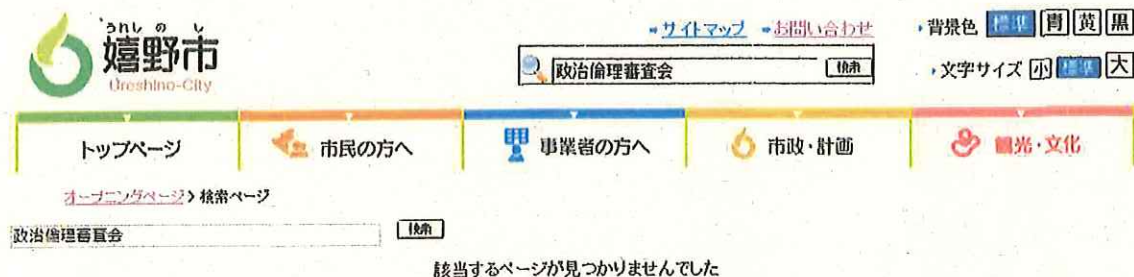


嬉野市政治倫理審査会においてご審議賜り、誠にありがとうございます。説明会開催請求「復活」の件、感謝に堪えません。署名をしてくださった一千余の市民を代表してお礼申し上げます。また、吉田会長が嬉野市の政治倫理審査会条例に限れば、説明会開催の要件が逮捕・起訴された対象者の弾劾ではないという解釈が正当であり、山下義昭副会長は本来あるべき政治倫理条例について述べており、嬉野市においては当てはまりません。「悪法も法なり」ですから、市民及び対象者が条文から読み取れないような解釈は認められません。

さて、以下、緊急のお願いがございます。

(1) 嬉野市ホームページに政治倫理審査会のコーナー設置を

唐津市のような政治倫理審査会のコーナーを早急に開設してください。第1回審査会で請求代表者のみに事後配られた村上大祐市長の弁明書を、個人情報に配慮した墨塗りをした上で一般市民（傍聴者）に配布してください。政治倫理審査会は一般市民に開かれてこそ意味があると思っております。



この件に関しては、昨年12月26日付の質問状で「他自治体のように適切な報道発表や広報を求めます」と唐津市政治倫理審査会のホームページを添付して善処を求めておりましたが、対応されませんでした。今年1月15日付の「改めて録画・録音の許諾をお願いします」の文書においても「昨年12月26日に提出した調査請求書において『政治倫理審査会・説明会を議会と同等のインターネットやケーブルテレビで中継し、市のホームページで録画を速やかに公開し、議事録も可及的速やかに掲示するよう求めていく。市がそうした措置を取らない場合、傍聴者の撮影・録音を許可するよう申し入れる所存である』と記載しておりましたが、何らの対応もなかったため、1月4日付で『政治倫理審査会の録画・録音許可願い』を総務課に送付し、審査会のご判断を仰げるようお願いしておりました」と、改めて改善を求めてまいりました。

しかしながら、市はホームページで政治倫理審査会について「会議開催のお知らせ」とのみ掲示し、市民に政治倫理審査会開催をできるだけ知られたくないという姿勢がありあります。

上記の文書ではケーブルテレビの放映許諾とともに、「要録ではない議事録が公開されるのであれば、録音公開も求めません」としています。議事録ですが要録よりは充実していると評価いたしますが、委員名が匿名なのはなぜでしょうか。発言に責任を持っていただくため、委員名を明記していただきたいと思います。

さらに文書では「広報の改善を」と題して「市のホームページ（別添④）には申し訳程度の案内しかなく、わざと目立たないようにしているとしか思えません。唐津市のように政治倫理審査会のページ（別添⑤）を設けてください。審査会の案内は防災無

線や回覧板も活用して周知してください。資料や議事録の公開は可能な限り迅速にお願いします。少なくとも次回開催の前には前回の審査会の内容を掲載していただく必要があります」と記載したにもかかわらず、これも改善されておられません。傍聴できない市民が審査会の推移を知ることができません。市に対して速やかに対処するようご指導をお願いいたします。

（２）事務局の中立性になお疑義

「嬉野をよくする市民の会」(代表・宮崎誠一)が1月15日付で提出した文書に対し、鬼橋正敏弁護士は16日付で弁明書を作成しております。事務局が提出直後に市長側に文書を渡していることは明らかです。一方、市民の会側には第2回審査会の際にまとめて弁明書が手渡されただけでした。市長側は市民からの文書や資料をいち早く入手し、迅速な反論準備ができるのに対して、市民側は審査会当日にならないと市長の主張や資料を見ることができません。このような偏った運営は容認できません。市長側の文書が事務局に届いたら、メールまたはFAXで市民側に即時送信してください。仮に市長側に市民側作成の文書・資料をFAX等で流しているとしたら、同じように市民側にも送付してください。時間が限られているので、メールやFAXを使うことは有効だと考えております。委員に対しても、メールやFAXでの伝達をご検討ください（原本は手渡しもしくは郵送だとしても）。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

鑑定意見書その2の補足

2019年1月30日

嬉野市政治倫理審査会

会長 吉田一穂様

九州大学名誉教授

斎藤文男

被請求者手続代理人・鬼塚正敏弁護士が1月21日付「弁明書(5)」の5ページにおいて、筆者の「鑑定意見書その2」における見解を「意図的に法学家にあるまじき無知ゆえか」誤って援用しているのを正しておく。

- 1 弁明書(5)は、「斎藤教授が指摘するような反社会的勢力との会合、性的接待を含む供応、泥酔による迷惑行為…」と述べるが、筆者は「性的接待と含む供応」「泥酔による迷惑行為」を挙げていない。これは虚言だ。
- 2 「ちなみに」と断って筆者が例示したのは、たとえ違法行為、不法行為でなくても、市民の代表者としての信用失墜行為、職務に関する不正疑惑行為として、市民の調査請求が出され、あるいは審査会の審決が出た実例に限られる。その他が含まれない趣旨ではない。
- 3 ところが弁明書(5)は、以上のことから敷衍して、「市と利害関係があることが明らかで業者との会合等でもなく、

十分な対価（費用の誤り）も負担しているような状況で行われた本件会食においては、被請求者がこれに参加したからといって本条例4条1号に該当しない」と独断する（下線は引用者）。

ここには、2つの誤りがある。

(1) 対価性（有利な取計いと利益供与の対応）は、贈収賄罪の成立要件であって、本号には関係がない。贈賄の認識も不要だ。したがって、有利な取計いの請託がなく、「十分な対価（費用の誤り）を負担」したからといって、本号の適用を免れる理由にはならない。

(2) 本号の適用を、市と利害関係の明らかな業者との会食に限るとの解釈上の論拠はどこにもない。

察するに、これらの謬論は、本件が4条2号に該当しないと言いたいためなのであろう。

4 そこで、2号の規定の解釈について再論しておく。

(1) 2号は、市長等・議員が「市民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかする金品も授受しないこと」と定める（下線は引用者）。

平たくいえば、これは公私混同の戒めだ。「利害関係の明らかな業者」による供応接待に限られず、自分の費用を負担したことも言い訳にはならない。

(2) 「地位利用の金品の授受」とは、相手方が市長等・議

員により取り計らってもらった下で物品を提供し、市長等・議員がこれを收受することをいう。これは刑法の贈収賄罪ではないから、贈賄の認識も、対価性も、有利な取計いの申込み（請託）も不要だ。また、国家公務員倫理法・同規程が定める「利害関係者」からの供応接待の禁止は、規制の目的・対象が異なるから、本件にその解釈を準用ないし援用することはできない。

(3) 2号にいう「金品」とは、金銭および物品を指す。物品には酒類・食品を含み、持ち帰って消費するか、收受した場で消費するかを問わない。

なぜなら、わざわざ「いかなる」金品の授受と断っているのは、物品の種類、使用・消費の態様、その時点とかかわりなくの意と解されるからだ。

さもないと、高価な腕時計や美術品をもらっても、いったん持ち帰らずにその場で腕につけ、その部屋に飾れば、「授受」したことにはならぬという不条理な結果に陥る。

上記の諸点について、数次に及び弁明書は合理的な反論を示していない。

政治倫理審査会はカナエの騒動を問われている。政治倫理のお目付け役として、本乗例の適正な解釈・運用を期待する。

以上